様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　6021001037544  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP  　https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【経営ビジョンとDXの位置づけ】 | | 記載内容抜粋 | ①　【経営ビジョンとDXの位置づけ】  近年、デジタル技術やAIの進化により、私たちの業界は大きな変革期を迎えています。  当社は「精密機械設計を通じて社会の技術革新に貢献する」ことを企業理念とし、DXをその実現のための重要な手段と位置づけています。  高度化するニーズと技術革新のスピードに対応するため、「人」と「デジタル」の力を融合させることで、全社的な生産性向上と働きやすい職場環境の構築を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社には取締役会が設置されていますが、DX推進に関する方針策定および意思決定については、取締役会より承認権限を委譲された機関として、  代表取締役社長が委員長を務めるDX推進委員会を設置しています。  DX戦略およびDX推進方針については、当該DX推進委員会において審議・承認された内容に基づき、ウェブサイト上で公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP  　https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【DXの目的と方向性】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DXの目的と方向性】  DXの目的は、設計・事務の両面で業務のデジタル化を進め、情報の一元管理と業務の見える化を実現することです。設計部門ではCADデータのクラウド管理や設計履歴のデータベース化を、事務部門では見積・受発注・請求業務の電子化や社内申請のワークフロー化を推進します。  ・需要予測と設計業務の最適化  CADデータや設計履歴、顧客フィードバック情報を統合し、AIによる設計パターン分析を活用することで、設計業務の属人性を排除し、リードタイム短縮と品質向上を図ります。  ・スマート設計・スマート業務  CADテンプレート整備、RPA導入で業務効率化。  ・社内情報の可視化と連携強化でエンゲージメントを強化  クラウドストレージ導入、ワークフロー電子化で情報共有を強化。  ・教育体制のデジタル化と強化  オンライン研修やeラーニングで継続的な人材育成。  ・セキュリティ対策の強化  アクセス権限管理、従業員への周知・同意取得の上での操作ログの定期監査などを徹底。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社には取締役会が設置されていますが、DX推進に関する方針策定および意思決定については、取締役会より承認権限を委譲された機関として、  代表取締役社長が委員長を務めるDX推進委員会を設置しています。  DX戦略およびDX推進方針については、当該DX推進委員会において審議・承認された内容に基づき、ウェブサイト上で公表しております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取組  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【DX推進体制】 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX推進への組織体制体制＞  • DX統括責任者を代表取締役社長が務め、経営層が直接関与  • 技術部部長が推進責任者として各部門を統括  • DX担当者が現場課題を吸い上げ、施策を実行  • 必要に応じて外部ベンダーと連携し、技術支援体制を確保  ＜人材育成＞  • CAD・PDM・RPAなどのツール研修を定期実施  • IoTやクラウド設計環境に関するOJTを推進  • DXアイデア募集・表彰制度で社員の主体的参加を促進  • 役職・職種別の育成プログラムを整備 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取組  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【DX戦略実行に向けた環境整備】 | | 記載内容抜粋 | ①　・データ基盤の構築  PDM環境を整備し、設計履歴・CADデータ・業務情報を統合管理します。  データウェアハウスを構築し、迅速な分析やAI活用を可能にします。  ・業務システムの高度化  事務業務の電子化とRPA導入により、定型業務の自動化と精度向上を図ります。  社内申請や報告業務のワークフロー化を推進します。  ・セキュリティ対策  SECURITY ACTION（二つ星宣言）の実施、アクセス権限管理、操作ログ監視体制を整備します。  ・ネットワーク環境の最適化  クラウドストレージやチャットツール導入で情報共有を効率化します。  ・人材育成と体制整備  DX推進責任者を経営層が務め、推進委員会を設置します。  ・情報管理・運用体制  Gitリポジトリ管理でHP構成やDX関連ツールのバージョン管理を実施します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月26日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　HP  　https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【戦略の達成指標】 | | 記載内容抜粋 | ①　事務業務の自動化・標準化  • RPA処理件数  月50件以上（1年以内）  • 電子化率（見積・請求書）  80%以上（1年以内）  設計業務の効率化・高度化  • CADモデルPDM管理率  90%以上（1年以内）  • 設計履歴登録件数  月100件以上（1年以内）  DX施策の成果評価  • DX施策の投資回収率（ROI）  3年以内に達成  • 社内DX教育受講率  100%（1年以内）  • 改善提案件数  年間50件以上（継続的） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月26日 | | 発信方法 | ①　DX推進への取組  　HP  　https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  　公表方法：当社ウェブサイトに掲載  公表場所：https://ytec.co.jp/dxinitiatives/  記載箇所：【経営ビジョンとDXの位置づけ】 | | 発信内容 | ①　近年、デジタル技術やAIの進化により、私たちの業界は大きな変革期を迎えています。  当社は「精密機械設計を通じて社会の技術革新に貢献する」ことを企業理念とし、DXをその実現のための重要な手段と位置づけています。  高度化するニーズと技術革新のスピードに対応するため、「人」と「デジタル」の力を融合させることで、全社的な生産性向上と働きやすい職場環境の構築を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。